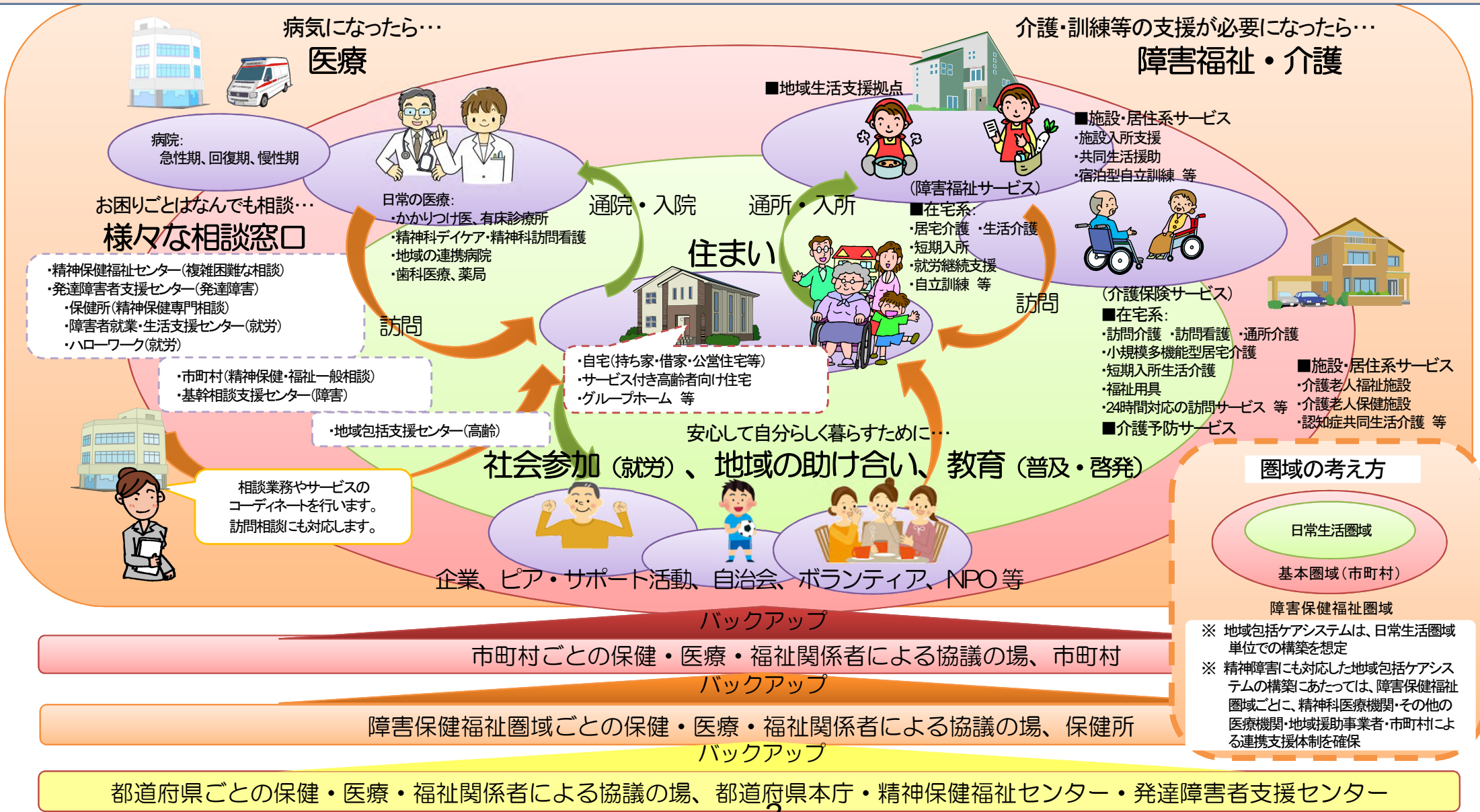


# 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のための手引き」について

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部精神・障害保健課

# 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



# ① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業（地域生活支援促進事業）

令和元年度予算：532,733千円（平成30年度予算：515,642千円）

# ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

令和元年度予算：40,579千円（平成30年度予算：39,405千円）

※地域生活支援事業、社会福祉施設等施設整備費計上分除く

①…障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科病院等の医療機関、地域援助事業者、自治体担当部局等の関係者間の顔の見える関係を構築し、地域の課題を共有化した上で、包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

＜実施主体＞ 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

②…◆国において、地域包括ケアシステムの構築の推進に実践経験のあるアドバイザー（広域・都道府県等密着）から構成される組織を設置する。

◆都道府県・指定都市・特別区は、広域アドバイザーのアドバイスを受けながら、都道府県等密着アドバイザーと連携し、モデル障害保健福祉圏域等（障害保健福祉圏域・保健所設置市）における、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。

◆関係者間で情報やノウハウの共有化を図るため、ポータルサイトの設置等を行う。

＜参加主体＞ 都道府県・指定都市・特別区

※ ①及び②の事業はそれぞれ単独で実施することも可能

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業（事業①）

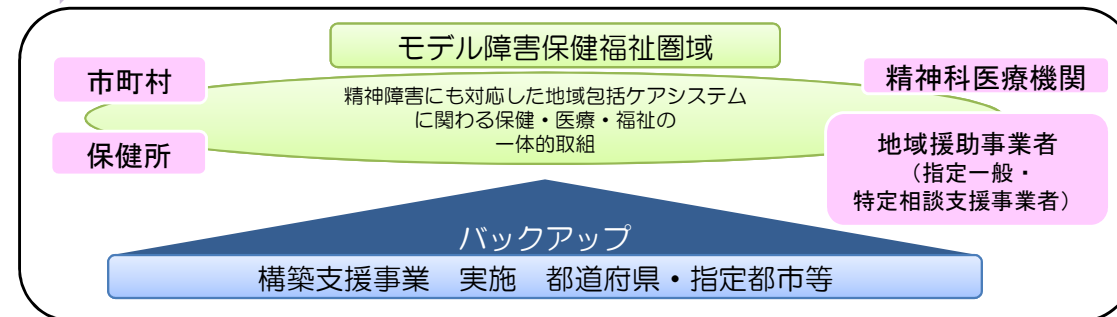
## 【事業内容】（1は必須）

1. 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
2. 普及啓発に係る事業（※令和元年度新規）
3. 精神障害者の家族支援に係る事業
4. 精神障害者の住まいの確保支援に係る事業
5. ピアサポートの活用に係る事業
6. アウトリーチ支援に係る事業
7. 措置入院者及び緊急措置入院者の退院後の医療等の継続支援に係る事業
8. 精神障害者の地域移行関係職員に対する研修に係る事業
9. 入院中の精神障害者の地域移行に係る事業
10. 包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業
11. その他、包括ケアシステムの構築に資する事業

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築支援情報ポータル」において掲載

【サイトURL】 <http://mhlw-houkatsucare-ikou.jp/>

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業（事業②）



◆ 個別相談・支援（電話、メール）、現地での技術的助言、都道府県等研修への協力 等

## 国（構築支援事業事務局）

- 全国会議の企画・実施、シンポジウムの開催（※令和元年度新規）、アドバイザー（広域・密着AD）合同研修会の開催（※令和元年度新規）
- 地域包括ケアシステム構築に係る手引 作成 等



# 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のための手引き」の構成

精神障害の有無や程度にかかわらず誰もが安心して自分らしく暮らすことができる地域づくりを進めるために、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的な社会を構築していくことが重要であることから、各自治体がより積極的かつ円滑に、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に係る取組を進めることができるよう、その構築プロセスや各種事業の実例等を掲載した手引きを作成

## 第1章 精神保健医療福祉のデータと政策

1. 精神医療及び障害福祉サービス等のデータ
2. 精神保健医療福祉政策の動向

## 第2章 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

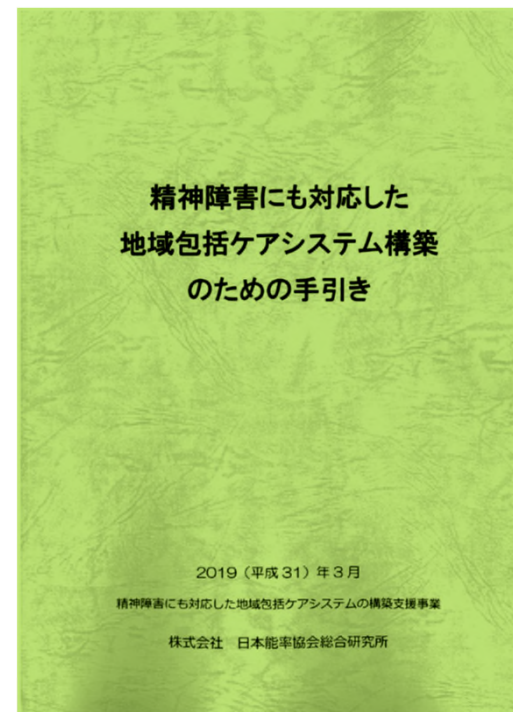
1. 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の全体像
2. 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた各機関の役割
3. 保健・医療・福祉関係者による「協議の場」の設置
4. 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構成要素
5. 地域と医療機関との連携
6. 障害福祉サービス事業
7. 地域生活支援事業等

## 第3章 自治体における取組の実例

1. 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」における各事業の実施例
2. 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」以外の実例

## 参考

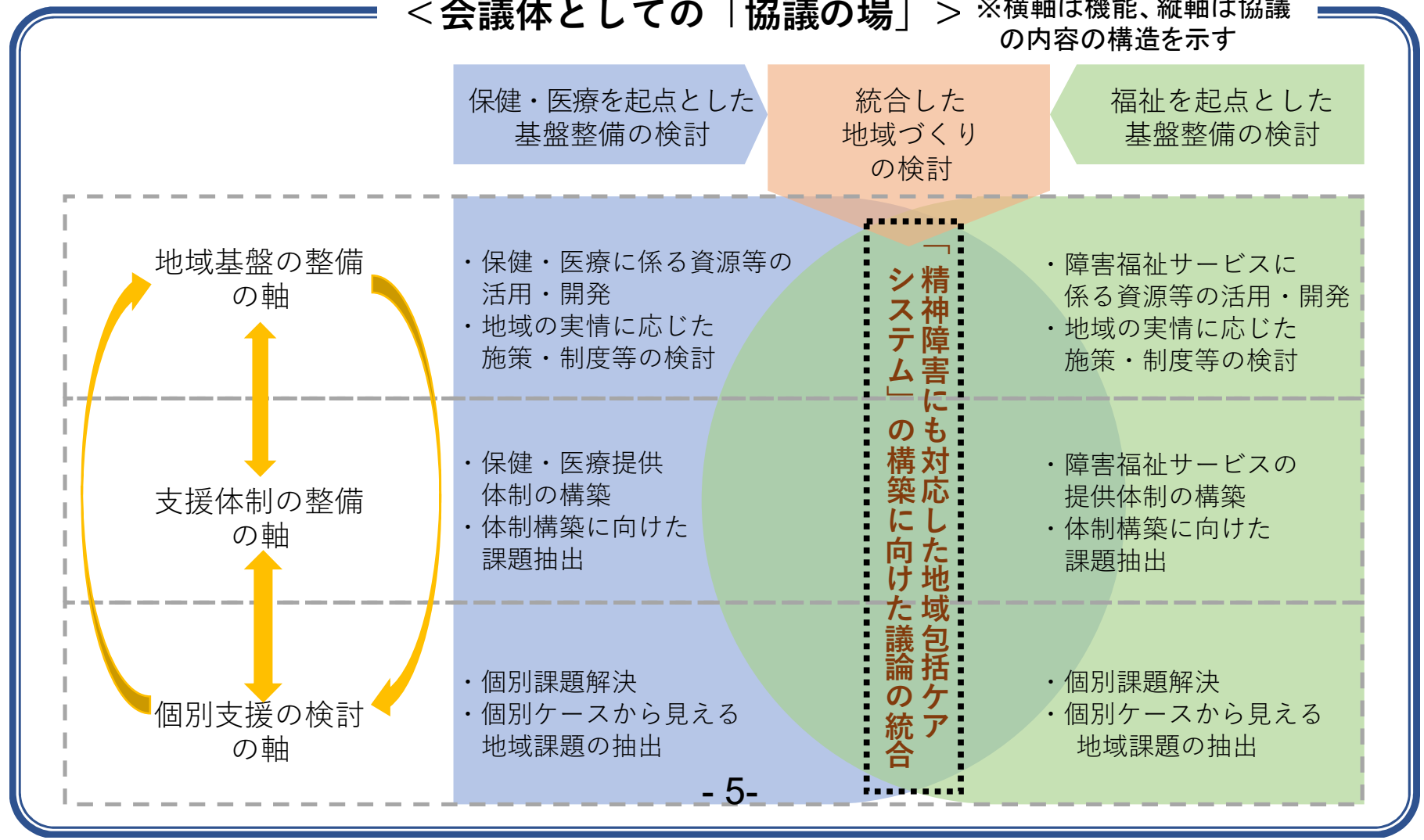
1. 障害福祉サービス及び地域生活支援事業等の一覧
2. 圏域の考え方に係る資料等
3. 地域アセスメントに係る計画及び資料等
4. 地域アセスメントにおける情報活用及びツールの利用方法 4-



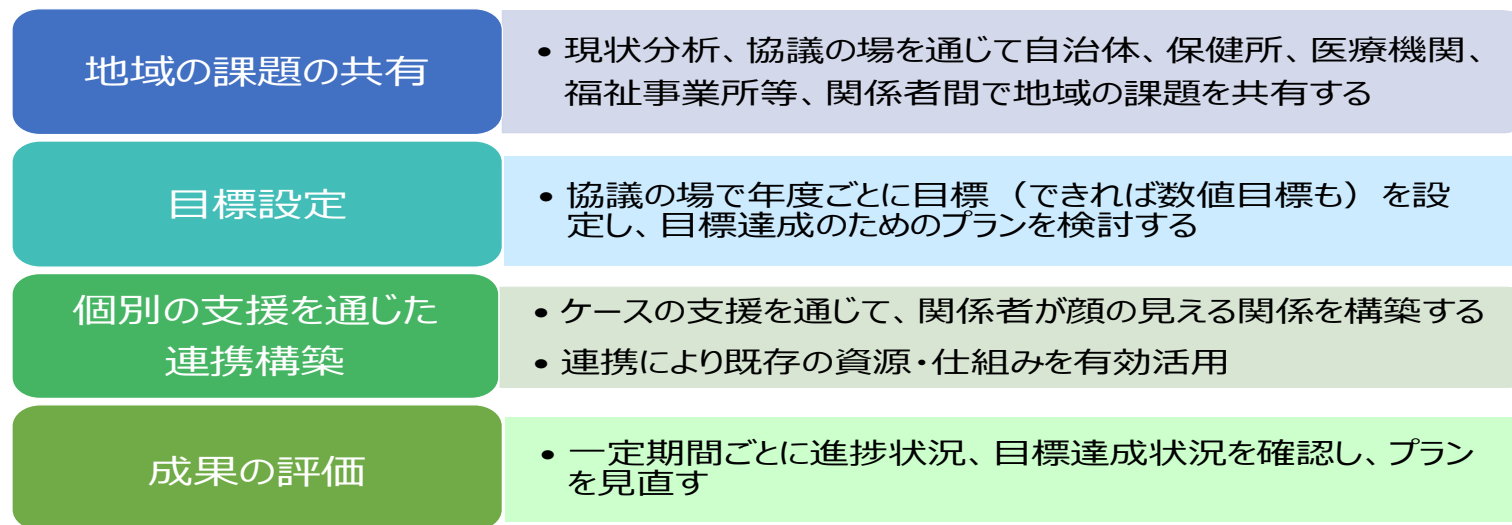
# 「保健・医療・福祉関係者による協議の場」の機能と協議内容の構造の概念

- 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を構築するために最も重要なポイントは、「保健・医療から地域を考える視点」と「障害福祉から地域を考える視点」の両視点の統合
- 都道府県と保健所及び市町村が責任を持ち、それぞれの保健・医療及び福祉を起点とした基盤整備の検討のうえに、両内容を統合していくことが必要
- 協議の場では、「保健・医療から地域を考える視点」と「障害福祉から地域を考える視点」の両視点を持ったうえで、「個別支援の検討」、「支援体制の整備」、「地域基盤の整備」の3つの軸に沿って、さまざまな機能を発揮することが求められる

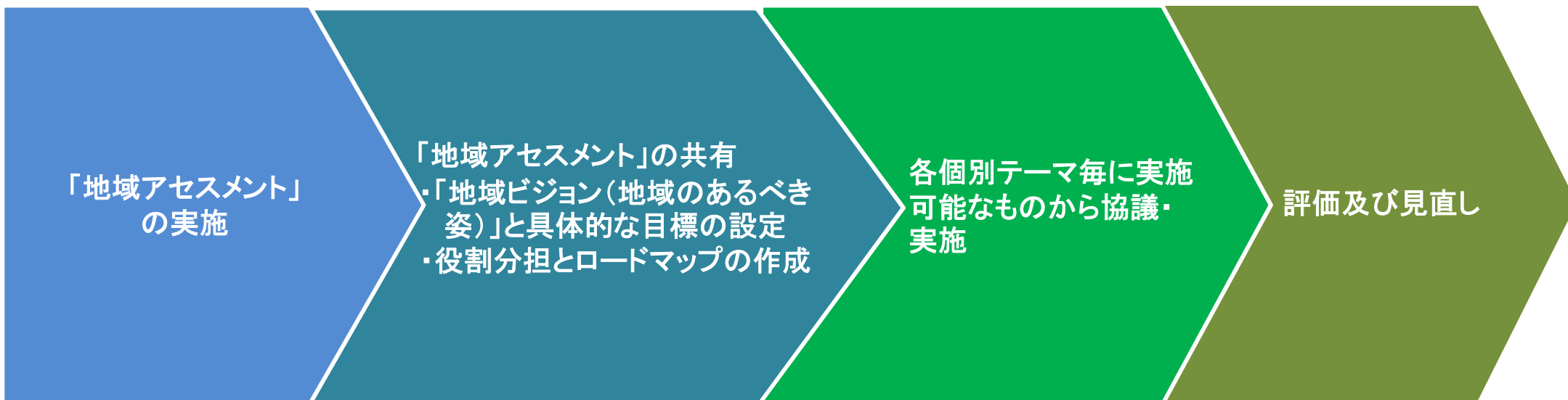
< 会議体としての「協議の場」 > ※横軸は機能、縦軸は協議の内容の構造を示す



# 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築プロセス



## <構築プロセス例>



## ■ 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」における各事業※の実施例

- ◇精神障害者の家族支援に係る事業
- ◇精神障害者の住まいの確保支援に係る事業
- ◇ピアサポートの活用に係る事業
- ◇アウトリーチ支援に係る事業
- ◇措置入院者及び緊急措置入院の退院後の医療等の継続支援に係る事業
- ◇精神障害者の地域移行関係職員に対する研修に係る事業
- ◇入院中の精神障害者の地域移行に係る事業
- ◇包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業

※上記の各事業は、あくまで「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」における各事業を指す。  
これらの事業のみで、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」が構築されることを意味するものではない。

## ■ 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」以外の実例

- ◇地域包括ケアシステムの体制整備（協議の場の設定など）
- ◇アウトリーチ支援
- ◇措置入院者の退院後支援
- ◇地域移行支援
- ◇精神科医療機関と地域の連携